

問Ⅷ－①（欠格事由）

暴力団員等が理事等であったり、事業活動を支配したりすることが欠格事由となっていますが、どうやって審査をするのですか。

答

- 1 新たな公益法人制度では、公益法人の名称の使用など公益認定に伴う法律上の効果を付与するにふさわしくないものとして、一定の欠格事由（これに該当する場合には、たとえ公益認定の基準を満たしていても公益認定を受けられない事由）を設けています（公益法人認定法第6条）。
- 2 このうち、公益法人が暴力団員等に利用されることを排除するため、理事、監事及び評議員に暴力団員等がいること、事業活動が暴力団員等により支配されていることを欠格事由としています（同条第1号二及び第6号）。そしてこれら欠格事由に該当するかを審査するに際しては、行政庁が内閣総理大臣の場合には警察庁長官、行政庁が都道府県知事の場合には、警視總監又は道府県警察本部長に意見を聴くこととしています（公益法人認定法第8条第2号）。

（注）行政庁より警察庁長官等に対する意見聴取の仕組みが設けられたのは、公益法人に関しては、①認定取消し後は行政庁による一般的な指揮監督権が及ばないため、公益法人である期間中に不当にあげた利益の不当な利用を予防する必要があること、②公益法人という名称の独占的使用が認められており、高い社会的信用を得て多額の寄附金を募ることが可能であること、③モノ、サービスによる反対給付を行うことなく、寄附金受領により容易に資金獲得、蓄積が可能であること、④認定取消し後も一般社団・財団法人として実質的に事業継続が可能であること等の特徴を有するためです。

（参照条文）

公益法人認定法第6条 前条の規定に関わらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ～ハ 略

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号に置いて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第六号において「暴力団員等」という。）

二～五 略

六 暴力団員等がその事業活動を支配するもの